地域クラブの規約・会則（例）

○○○クラブ 会則

（名称）

第1条　本地域クラブは、○○○と称する。

（事務所）

第2条　本地域クラブの事務所は、掛川市○○に置く。

（目的）

第3条　本地域クラブは、○○○に関する活動（事業）を行うことにより、○○○することを目的とし、○年○月○日に設立する。

（活動・事業の種類）

第4条　本地域クラブは、○○○することを目的として、次の各号の事業を行う。

(1)　〇〇〇

(2)　○○○

(3)　その他、目的の達成に必要な活動

（構成）

第5条　本地域クラブは、第３条の目的に賛同する次の者をもって構成する。

(1)　会員：本クラブの事業に参加する個人または家族、団体

(2)　登録指導者：本クラブの事業に参画し、指導者として支援する者

（入会）

第6条　会員として入会しようとする者は、入会申込書を代表に提出し、○○の承認を得るものとする。

（会費）

第7条　会員は、次に定める年会費及び月会費を納入するものとする。尚、納入済の会費については原則として返還しない。

（1）年会費　○○○円

（2）月会費　○○○円

（退会）

第8条　会員は、退会届を○○に提出し任意に退会することができる。

２　会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

（1）本人が死亡したとき。

（2）会費を○カ月以上納入しないとき。

（役員）

第9条　本地域クラブに次の役員を置く。

（1）代表

（2）副代表

（3）会計

← 監事は会員から選び、他の役員の兼任はできません。

（4）監事

２　第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。

３　役員の任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

（職務）

第10条　代表は、本地域クラブを代表し、その業務を統括する。

２　副代表は、代表を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。

３　会計は、本地域クラブの会計を担当する。

４　監事は、本地域クラブの業務および財産の状況を監査する。

（解任）

第11条　役員が次の各号のいずれかに該当するときは、○○の議決により、これを解任することができる。

（1）心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

（2）その他、必要が認められるとき。

（総会）

第12条　本地域クラブの総会は、役員及び登録指導者、会員をもって構成し、年に○回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

２　総会は、以下の事項について議決する。

（1）会則の変更

（2）解散

（3）事業の変更

（4）事業報告及び収支決算

（5）役員の選任又は解任

（6）その他会の運営に関する重要事項

３　総会は、役員及び登録指導者、会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

（議事録）

第13条　総会の議事については、議事録を作成する。

（役員会）

第14条　役員会は役員をもって構成する。ただし、監事を除く。

２　役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

（事業報告書及び決算）

第15条　代表は、毎事業年度終了後○か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

（事業年度）

第16条　本地域クラブの事業年度は、○月○日に始まり、翌年○月○日までとする。

（事務局）

第17条　本地域クラブの事務を処理するため、事務局を置く。

（委任）

第18条　この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

（変更）

第19条　この会則は、総会において出席者の○分の○以上の承認がなければ変更できない。

（個人情報の取り扱い）

第20条　会員の同意がない限り、第三者に個人情報を提供することはない。ただし、生徒の活動内容や活動実績について、その生徒の所属校とは必要に応じた情報共有を行う。

附則

１　この会則は、○年○月○日から施行する。